

# 経過措置品目

## のお知らせ

沢井製薬株式会社

大阪市淀川区宮原 5-2-30

謹啓 時下益々ご隆昌のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社製品につきまして格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このたび下記品目が**経過措置品目**となりましたので、お知らせ申し上げます。

謹白

### 記

#### 1. 経過措置に移行する品目(令和3年12月9日官報告示・12月10日適用)

セフカペンピボキシル塩酸塩錠75mg「サワイ」
セフカペンピボキシル塩酸塩錠100mg「サワイ」
セフカペンピボキシル塩酸塩小児用細粒10%「サワイ」
㊦セフジトレンピボキシル小児用細粒10%「サワイ」
㊦カルボプラチン点滴静注液50mg「サワイ」
カルボプラチン点滴静注液150mg「サワイ」
カルボプラチン点滴静注液450mg「サワイ」

㊦(統一名で記載されている品目)のため、官報に告示されておりませんが、下記の経過措置期限が目安となります。

#### 2. 経過措置期限

**令和4年3月31日限り**

※令和4年3月の官報告示にて延長される見込み

#### 【お問い合わせ窓口】

沢井製薬株式会社 医薬品情報センター

フリーダイヤル 0120-381-999